

令和8年4月～6月実施分

わっくるチャレンジ応援事業 募集要項

次なる
茨木へ。



この要項は、わっくるチャレンジ応援事業（以下「応援事業」という。）における企画申込及び実施に関し、必要な事項を定めるものです。

1 趣旨

茨木市文化・子育て複合施設「おにくる」（以下「おにくる」という。）のキーコンセプトである「育てる広場」の実現に向けて、おにくるの2階に設置されている子育てフリースペース「わっくる」で行う、主に未就学児と保護者等が楽しめるイベント（以下、「イベント」という。）及びフリールームで行う、主に未就学児の保護者等に向けた講座（以下「講座」という。）を主体となって企画・実施する個人及び団体（以下「企画者」という。）を募集します。

2 目的

企画者がこれまでに培ってきた子育てに関するノウハウを活かし、おにくるで子育てに関するイベント及び講座を実施することで、おにくるを中心とした子育て支援に取り組むとともに、チャレンジを通して自己実現を図る場を市が提供することで企画者のさらなる活躍を応援することを目的とします。

3 企画申込できる者

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者です。

- (1) 茨木市内在住、在学、在勤の個人
- (2) 茨木市内在住、在学、在勤の者で構成された団体
- (3) 茨木市内に活動拠点を置く個人又は団体

4 事前面談申込の手続き

本事業に申込しようとする者は、次の期間内に「わっくるチャレンジ応援事業事前面談申込書」を提出してください。面談にて企画内容について聞き取り、調整を行います。

申込期間：令和8年2月1日（日）～令和8年2月12日（木）必着まで

持参の場合は、休館日（毎月第2、第4月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び12月29日～1月3日）を除く **午前8時45分～午後5時15分**

面談期間：令和8年2月4日（水）～2月20日（金）の平日

申込先：茨木市立こども支援センター（茨木市子育て支援課）

申込方法：事前面談申込書を申込先へ持参、郵送又は事前面談申込フォームより提出

5 企画申込の手続き

事前面談を実施した者は、次の期間内に「わっくるチャレンジ応援事業企画申込書」を提出してください。企画実施が決定したときには、「わっくるチャレンジ応援事業企画決定通知書」により通知します。

申込期間：面談後～令和8年2月28日（土）必着まで

持参の場合は、休館日（毎月第2、第4月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び12月29日～1月3日）を除く **午前8時45分～午後5時15分**

申込先：茨木市立こども支援センター（茨木市子育て支援課）

申込方法：企画申込書を申込先へ持参、郵送又は企画申込フォームより提出

必要書類：

- ・わっくるチャレンジ応援事業企画申込書

- ・【個人の場合】

茨木市内在住、在学、在勤がわかる書類

（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（顔写真のある表面）、社員証、学生証の写しなど）

※マイナンバーカードのマイナンバー（個人番号）が記載されている裏面は提出しないでください。

- ・【団体の場合】

団体等の定款、規約、会則等及び名簿

- ・【市内に活動拠点を置く個人又は団体】

茨木市内に活動拠点を置くことがわかる書類

（活動チラシ、活動内容が掲載されたwebサイトやSNSのコピー等）

※その他、追加書類の提出をお願いする場合があります。

6 企画申込の条件

企画者及び企画の運営に関わる者は、企画にかかる活動を実施するにあたり、次の(1)から(4)のいずれの条件も満たすものとします。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがないこと
- (2) 本市の信用又は品位を害さないこと
- (3) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にないこと

7 募集する企画内容

募集する企画内容は、イベントにおいては次の(1)から(5)のいずれにも該当するものとし、講座においては(1)から(2)及び(6)から(8)のいずれにも該当するものとします。

- (1) 「茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）」における基本理念に沿ったもの
- (2) 材料費を含め、参加費用は不要とするもの
- (3) 企画者のノウハウを活かした主に未就学児と保護者等が楽しめるもの
- (4) わっくるを利用する事がふさわしい企画であるもの
- (5) 参加者の当日参加を可とするもの
- (6) 企画者のノウハウを活かした子育て支援に寄与する講座
- (7) 主に未就学児の保護者等を対象とし、子どもの参加は不可とするもの
- (8) 定員15名程度で実施でき、参加者の事前申込みを必須とするもの

※実施形式は問いません。（ワークショップ形式、スクール形式どちらでも可。）

茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）（抜粋）

第4期計画では、本市において、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるための課題解決に向け、『未来を創ることも・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～』を基本理念に据え、子ども・若者に関する各種施策に取り組んできました。

本計画では、子ども・若者の今とこれから最善の利益を保障されながら、地域に支えられ、心身ともに健やかに成長し、未来にわたって本市で活躍することも・若者の育成をめざします。そのため、基本理念を下記の通り定め、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、すべての子ども・若者が将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会づくりに向けて、さまざまな施策の展開を図っていきます。

未来を創ることも・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”
～子ども・若者の最善の利益を目指して～

8 企画実施期間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

企画実施できる時間は、おにくる開館日の午前9時30分から午後4時30分の間です。実施単位は半日（9時30分～13時もしくは13時～16時30分）とし、期間中の実施回数は1回とします。

9 企画実施場所

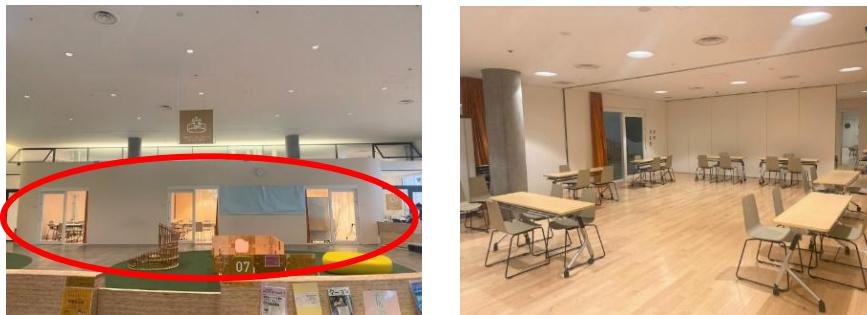
・イベント

おにくる2階子育てフリースペースわっくる



・講座

おにくる2階子育てフリースペースわっくる奥 フリールーム



10 イベント保育の利用

企画者が実施する講座の参加者は保育が必要なこどもがいると想定されるため、こども支援センターがイベント保育の利用の設定をします。保育場所はおにくるM2階の一時保育室で行い、講座当日に保護者等が一時保育室にこどもを預けた後、講座に参加する流れとなります。利用料金については当日に一時保育室で保護者等から徴収しますので、企画者が徴収する必要はありません。

また、イベント及び講座企画者のこどももイベント保育を利用することができます。

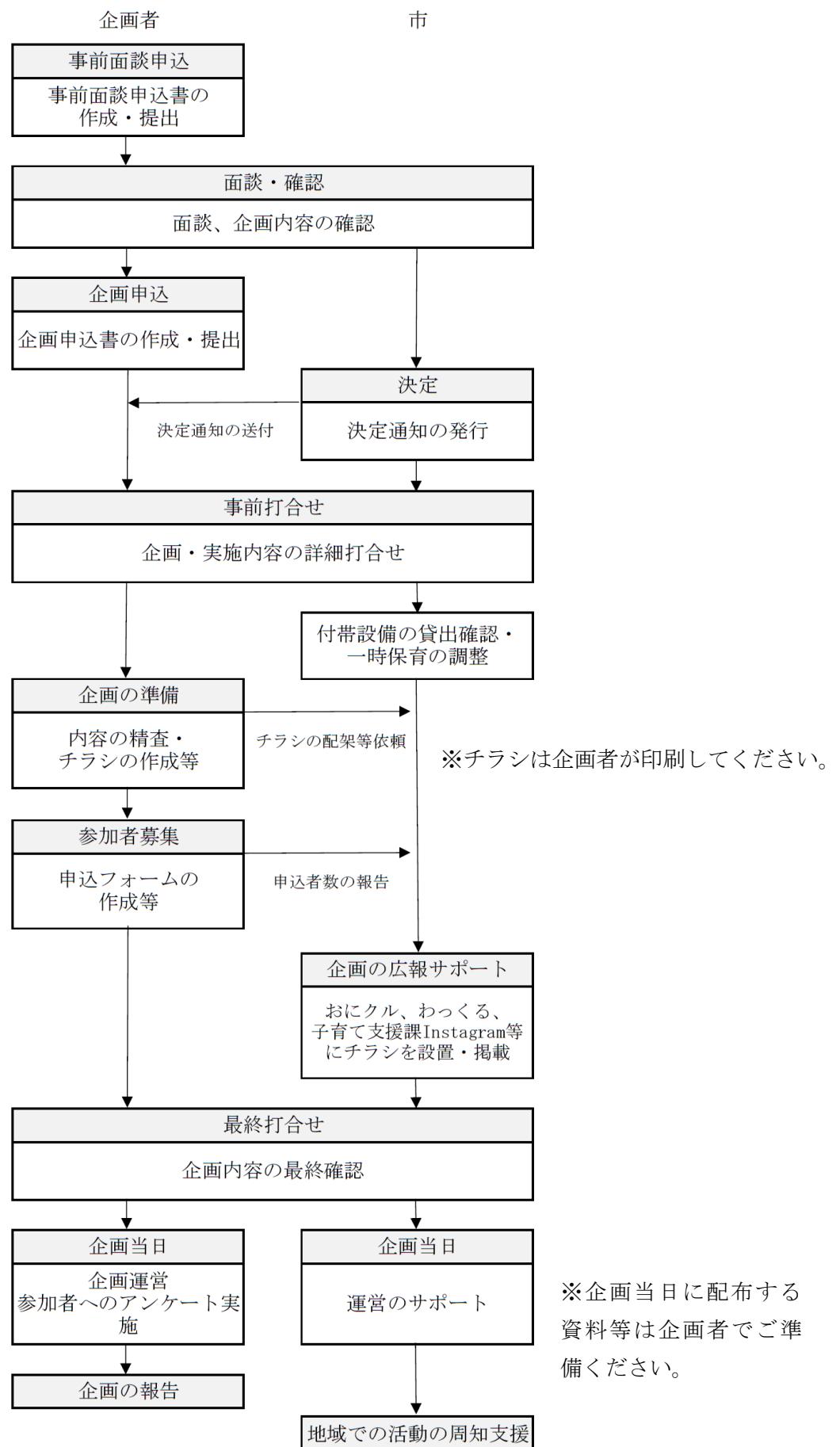
11 付帯設備等の利用

貸出可能な付帯設備を利用したい場合は、別途担当者と調整してください。

付帯設備一覧

1	やわらぎフロアーマット.R(ピンク)	縦180cm×横180cm×厚さ1cm
2	ブレイシート(緑)	180cm×550cm
3	ジョイントクッション90	縦90cm×横90cm×厚さ1.5cm
4	幼児用机	横60cm×縦120cm×高さ25cm
5	長机	
6	椅子	
7	レインボートンネル アーチ型	幅60cm×高さ60cm×長さ600cm
8	パネルシアースタンド・ボードー式	パネル大きさ 110cm×80cm
9	ミニパネルシアター式	パネル大きさ 80cm×55cm
10	CD付拡声器スピーカー	
11	CDカセットデッキ	
12	延長コード	
13	マイク(有線)	
14	マイク(マイクスタンド)	
15	マイク(インカム)	

12 企画の流れ



13 企画者による企画の取消

企画実施決定後、企画者が企画を取り消すときは、すみやかに「わっくるチャレンジ応援事業企画取消申込書」を提出してください。市がその内容を確認し、取消を決定したときは、「わっくるチャレンジ応援事業企画取消決定通知書」により通知します。

14 市による企画の取消

企画実施決定後、次の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、市が実施の決定を取り消し、「わっくるチャレンジ応援事業企画取消決定通知書」により通知します。

- (1) 企画者が虚偽その他不正な行為により決定を受けたとき。
- (2) 企画者が13による手続きを行わずに企画を中止したとき。
- (3) 企画者が市の指示に従わないとき。
- (4) 企画の内容がわっくるチャレンジ応援事業企画申込書の記載内容と明らかな乖離があると認めるとき。
- (5) その他市が不適当と認めるとき。

15 企画者の順守事項

次の(1)及び(2)の事項を順守してください。

- (1) 企画・準備・運営・報告のすべてを企画者が行うこと
- (2) 茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則（以下「規則」という。）第32条に定められた事項

【茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則第32条】抜粋

（利用者の順守事項）

第32条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 参集人数が、利用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 許可なく物品の販売その他これに類する行為、はり紙等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 入館者に対して、次条の規定を守らせること。
- (6) 利用施設及び附帯設備について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

16 企画実施場所の毀損及び損害賠償

企画者が、企画実施場所の設備を毀損・損失した場合は、規則第34条の定めに従い、直ちに職員に届け出て、その指示を受けてください。

損害の賠償が発生した場合は、企画者は茨木市文化・子育て複合施設条例第45条の定めに従うものとします。

【茨木市文化・子育て複合施設条例第45条】抜粋

(損害賠償)

第45条 利用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

【茨木市文化・子育て複合施設条例施行規則第34条】抜粋

(建物等の損傷等の届出)

第34条 利用者及び入館者は、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

17 企画終了の報告

企画者は、企画の実施が終了したときは、企画実施場所を原状復帰した後に、企画の実施の翌日から30日以内に、「わっくるチャレンジ応援事業企画実施報告書」を提出してください。

18 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別途定めます。

問合せ先

茨木市立こども支援センター（茨木市子育て支援課）育成グループ

〒567-0888 茨木市駅前三丁目9番45号

茨木市文化・子育て複合施設 おにくる2階

TEL : 072-624-9301（音声案内時「4」を押してください。）

Mail : kosodate@city.ibaraki.lg.jp